

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱（平成20年3月31日市民まちづくり局理事決裁）新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、札幌市市民まちづくり活動促進条例（平成19年条例第51号。以下「条例」という。）第15条第1項に基づき、市民まちづくり活動の促進を目的として、<u>団体指定助成、分野指定助成、及びテーマ指定助成を実施するために、必要な事項を定める。</u></p> <p><u>(助成対象団体)</u></p> <p>第2条 この要綱により、助成を受けることができる団体は、札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱（以下「登録要綱」という。）により、あらかじめ市の登録制度に登録された団体（以下「登録団体」という。）とする。</p> <p>(助成の種類)</p> <p>第3条 本要綱に定める助成の種類は、<u>団体指定助成、分野指定助成、及びテーマ指定助成とする。</u></p> <p>(1) 団体指定助成とは、登録団体の中から希望する団体を1つ指定して寄附が行われた場合（以下「団体指定寄附」という。）、当該寄附者の意思を尊重して、当該団体の事業に対して助成を行う方法とする。</p> <p>(2) 分野指定助成とは、別表1にある分野の中から希望する分野を選択して寄附が行われた場合（以下「分野指定寄附」という。）、当該分野に係って申請された事業の中から選考された事業に対して助成を</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、札幌市市民まちづくり活動促進条例（平成19年条例第51号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市民まちづくり活動の促進を目的として、<u>札幌市市民まちづくり活動促進助成金（以下「助成金」という。）の交付について、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(助成の種類)</p> <p>第2条 この要綱に定める助成の種類は、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 団体指定助成とは、<u>札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱（以下「登録要綱」という。）により、あらかじめ市の登録制度に登録された団体（以下「登録団体」という。）の中から希望する団体を1つ指定して寄附が行われた場合（以下「団体指定寄附」という。）、当該寄附者の意思を尊重して、当該団体の事業に対して助成を行う方法とする。</u></p> <p>(2) 分野指定助成とは、別表1に<u>掲げる</u>分野の中から希望する分野を指定して寄附が行われた場合（以下「分野指定寄附」という。）、当該分野に係って申請された事業の中から選考された事業に対して助成を</p>	<p>本要綱と補助金事務取扱規程との関係を追記</p> <p>第3条に移動</p>

<p>行う方法とする。</p> <p>(3) テーマ指定助成とは、札幌市市民活動促進テーブル（以下「促進テーブル」という。）が定めたテーマ又は任意のテーマを指定して寄附が行われた場合（以下「テーマ指定寄附」という。）、当該テーマに係って申請された事業の中から選考された事業に対して助成を行う方法とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 団体、分野あるいはテーマをとくに指定せずに寄附が行われた場合、促進テーブルの協議を経て札幌市が助成先及び助成額等について決めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>行う方法とする。</p> <p>(3) テーマ指定助成とは、札幌市市民活動促進テーブル（以下「促進テーブル」という。）が定めたテーマ又は任意のテーマを指定して寄附が行われた場合（以下「テーマ指定寄附」という。）、当該テーマに係って申請された事業の中から選考された事業に対して助成を行う方法とする。</p> <p><u>(4) スタートアップ助成とは、まちづくり活動の新たな広がり</u>の<u>促進を目的として申請された事業の中から選考された事業に対して助成を行う方法とする。</u></p> <p>2 団体、分野あるいはテーマをとくに指定せずに寄附が行われた場合、促進テーブルの協議を経て札幌市が助成先及び助成額等について決めるものとする。</p> <p><u>(助成対象団体)</u></p> <p><u>第3条 前条第1項各号に掲げる助成を受けることができる団体は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 団体指定助成、分野指定助成及びテーマ指定助成登録団体</u></p> <p><u>(2) スタートアップ助成</u></p> <p><u>次に掲げる要件をすべて満たす団体（登録団体のうち次に掲げる要件をすべて満たす団体を含む。）</u></p> <p><u>ア 条例第2条に定める市民まちづくり活動を行うことを主たる目的とする団体であること</u></p> <p><u>イ 主たる事務所若しくは本拠が市内にあること</u></p> <p><u>ウ 市民まちづくり活動を行う区域が主に市内にあること</u></p> <p><u>エ 設立から3年未満であること。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>オ 構成員が5人以上であること</u></p> <p><u>カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成</u></p>	<p>スタートアップ助成を追加</p> <p>第2条から移動。スタートアップ助成を追加</p>
--	--	---

<p>(助成対象事業)</p> <p>第4条 助成対象事業は、次の各号に掲げる全ての要件を<u>満たす必要がある</u>。</p> <p>(1) 営利を目的としない公益的な事業</p> <p>(2) 札幌市内における地域社会の発展に資すると認められる<u>もの</u></p> <p>(3) 札幌市民を対象とした事業</p> <p>(4) 親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと</p> <p>(5) 当該事業が当該年度内において、札幌市の他の助成等を受けている、若しくは、受けることが決定している事業でないこと</p>	<p><u>3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある団体でないこと</u></p> <p>キ <u>無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと</u></p> <p>ク <u>条例第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと</u></p> <p>ケ <u>法令等(特定非営利活動法人促進法及び労働者協同組合法を除く。)を根拠に組織化されている団体でないこと。ただし、法令等を根拠に組織化されている団体であっても、一般社団法人及び一般財団法人並びに地域社会の発展に寄与することを主たる目的とし、地域住民組織と一体となって活動を行うような団体については助成の対象とすることができる。</u></p> <p>コ <u>過去に分野指定助成及びテーマ指定助成を受けたことがある団体でないこと</u></p> <p>サ <u>その他市長が適当でないと判断した団体でないこと</u></p> <p>(助成対象事業)</p> <p>第4条 助成対象事業は、次の各号に掲げる全ての要件を<u>満たすものとする</u>。ただし、市長は、特に必要と認めるテーマ指定助成について、<u>促進テーブルの意見を聴いた上で、特別の定めをすることができる</u>。</p> <p>(1) 営利を目的としない公益的な事業<u>であること</u></p> <p>(2) 札幌市内における地域社会の発展に資すると認められる<u>事業であること</u></p> <p>(3) 札幌市民を対象とした<u>事業であること</u></p> <p>(4) 親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと</p> <p>(5) 当該事業が当該年度内において、札幌市の他の助成等を受けている、若しくは、受けることが決定している事業でないこと</p>	<p>文言整理</p>
---	--	-------------

<p>(6) 既に終了した事業でないこと</p> <p>2 助成対象となる経費は、別表2のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるテーマ指定助成に係る助成対象経費について、促進テーブルの意見を聴いた上で特別の定めをすることができる。</p> <p>3 助成対象となる経費については、原則、助成金の交付決定日以降に支払った経費を対象とする。ただし、やむを得ない事由により、助成金交付決定日を起算日として1年前までに助成金交付決定前に支払われた次の各号に掲げる経費を助成対象経費と認めることができる。</p> <p>(1) 講師等に対する費用弁償（報償費、旅費）</p> <p>(2) ボランティア等の保険料</p> <p>(3) 使用料及び借上料</p> <p>(4) 事業を事前に周知するために必要なチラシ等の印刷費</p> <p>(5) その他、特に市長が必要と認める経費</p> <p>(助成金の額等)</p> <p>第5条 1 年度当たりの助成金の総額は、<u>年度当初の基金の残額及び年度内に受理した寄附の額の範囲内とする。</u></p> <p>2 <u>分野指定助成における1団体当たりの助成金の額は、助成対象事業費が1,000,002円以上の場合、当該助成対象事業費の5割又は100万円のいずれか低い額、助成対象事業費が1,000,001円以下の場合、当該助成対象事業費の8割又は50万円のいずれか低い額を限度とする。</u></p>	<p>(6) 既に終了した事業でないこと</p> <p>2 助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるテーマ指定助成に係る助成対象経費について、促進テーブルの意見を聴いた上で特別の定めをすることができる。</p> <p>3 助成対象経費は、原則、助成金の交付決定日以降に支払った経費とする。ただし、<u>市長は、</u>やむを得ない事由により、助成金交付決定日を起算日として1年前までに支払われた次の各号に掲げる経費（以下「<u>交付決定前経費</u>」という。）を助成対象経費として認めることができる。</p> <p>(1) 講師等に対する費用弁償（報償費、旅費）</p> <p>(2) ボランティア等の保険料</p> <p>(3) 使用料及び借上料</p> <p>(4) 事業を事前に周知するために必要なチラシ等の印刷費</p> <p>(5) その他、特に市長が必要と認める経費</p> <p>(助成金の額等)</p> <p>第5条 1 <u>会計年度</u>当たりの助成金の総額は、<u>予算の範囲内とする。</u></p> <p>2 <u>1団体当たりの助成金の交付限度額は、次の各号に掲げる区分に並び、それぞれ当該各号に定める金額とする。</u></p> <p>(1) <u>団体指定助成</u> 助成対象事業費総額（助成対象経費の総額をいう。ただし、特別の定めがある場合は、その定めるところにより算出した額の総額とする。）又は助成金の交付を受けようとする団体（以下「<u>申請団体</u>」という。）における団体指定寄附による寄附金相当額のいずれか低い額</p> <p>(2) <u>分野指定助成</u> 助成対象事業費総額が1,000,002円以上の場合、助成対象事業費総額に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額、助成対象事業費総額が1,000,001円以下の場合、当該助成対象事業費総</p>	<p>交付限度額の規定を整理</p>
---	---	--------------------

<p>3 <u>テーマ指定助成における1団体当たりの助成金の額は、1テーマごとの助成金の募集額の上限若しくは当該助成対象事業費の2分の1のいずれか低い額を限度とする。ただし、市長は特に必要と認めるテーマ指定助成に係る助成金の額の限度について、促進テーブルの意見を聴いた上で、当該助成対象事業費の範囲内で特別の定めをすることができる。</u></p> <p>4 <u>団体指定寄附の場合の1回の助成金の額は、当該団体を指定した寄附金相当額又は当該助成対象事業費のいずれか低い方を限度とする。</u></p> <p>5 <u>分野指定助成における同一の団体が実施する同一の事業に対する助成は、3回を限度とする。</u></p> <p>6 <u>前項の規定の適用に関し、登録要綱第7条による登録の抹消が行われた登録団体が、再度、登録要綱第4条による登録の決定を受けた場合にも、当該団体が抹消された登録団体と同一であると判断されるときは、登録抹消前の助成実績は、当該団体に引き継がれるものとする。</u></p> <p>7 <u>同一団体に対する助成の回数は、団体指定助成を除き、1年度につき1回とする。ただし、同一団体の同一事業に係る助成の回数は、全ての指定助成について、1年度につき1回とする。</u></p>	<p><u>額に10分の8を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額</u></p> <p>(3) <u>テーマ指定助成</u> <u>助成対象事業費総額に2分の1を乗じて得た額又は1テーマごとの助成金の募集額の上限額のいずれか低い額。ただし、市長は特に必要と認めるテーマ指定助成に係る助成金の額の限度について、促進テーブルの意見を聴いた上で、特別の定めをすることができる。</u></p> <p>(4) <u>スタートアップ助成</u> <u>助成対象事業費総額又は10万円のいずれか低い額</u> (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>3 <u>同一の団体に対する助成金の交付回数</u>の限度は、次に定めるとおりとする。 (1) <u>一会計年度における同一の事業について、第2条第1項各号に定める助成金を重複して交付しない。</u> (2) <u>分野指定助成、テーマ指定助成及びスタートアップ助成は、一会計年度においていずれか1回に限る。</u> (3) <u>前2号の規定の適用に関し、登録要綱第7条による登録の抹消が行</u></p>	<p>交付回数の 限度を整理</p>
---	---	-------------------------

<p><u>8 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認めるテーマ指定助成に係る1年度あたりの助成の回数の限度について、特別の定めをすることができる。</u></p> <p>(助成金の交付の申請)</p> <p>第6条 助成金の交付を受けようとする登録団体は、市長に対しその定める期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付申請書(様式1-1・様式1-2)</p> <p>(2) 事業計画書(様式2-1・様式2-2)</p> <p>(3) 収支計画書(様式3)</p> <p>(4) <u>団体概要書(登録要綱様式2)</u></p> <p>(5) <u>10名以上の構成員の名簿(氏名、住所が記載されているもの)</u></p> <p>(6) その他市長が必要と認めた書類</p> <p>2 第4条第3項のただし書きにより認めることができるとする助成対象経費がある場合は、前項各号の書類を提出する際に、「助成金決定前における対象経費届出書」(様式3-特)を併せて提出しなければならない。</p> <p>3 第1項各号の書類を提出する際、登録要綱第3条1項各号の書類(登</p>	<p><u>われた登録団体が、再度、登録要綱第4条による登録の決定を受けた場合にも、当該団体が抹消された登録団体と同一であると判断される</u> <u>ときは、登録抹消前の助成実績は、当該団体に引き継がれるものとする。</u></p> <p>(4) <u>前3号の規定にかかわらず、市長は特に必要と認めるテーマ指定助成について、特別の定めをすることができる。</u></p> <p>(5) <u>スタートアップ助成は、最長で連続する3年までとする。ただし、助成に係る審査は1会計年度ごとに行う。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(助成金の交付の申請)</p> <p>第6条 申請団体は、市長に対しその定める期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付申請書(様式1)</p> <p>(2) 事業計画書(様式2)</p> <p>(3) 収支計画書(様式3)</p> <p>(削る)</p> <p>(4) <u>構成員の名簿(氏名、住所が記載されているもの)ただし、団体指定助成、分野指定助成及びテーマ指定助成にあつては10名以上、スタートアップ助成にあつては5名以上であること</u></p> <p>(5) その他市長が必要と認めた書類</p> <p>2 第4条第3項のただし書きに規定する交付決定前経費がある場合は、前項各号の書類を提出する際に、「助成金決定前における対象経費届出書」(様式3-特)を併せて提出しなければならない。</p> <p>3 第1項各号の書類を提出する際、登録要綱第3条1項各号の書類(登</p>	<p>団体概要書を削除 構成員名簿の要件を追加</p>
--	--	---------------------------------

<p>録要綱第3条第1項第1号、3号及び4号に規定する書類を除く。)に、登録時から変更があった場合には、当該変更に係る書類も併せて提出するものとする。</p> <p>4 第1項の各号の様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。</p> <p>(助成金の交付決定)</p> <p>第7条 市長は、前条の申請があったときは、<u>公開による事業説明会を開催し、促進テーブルの審査を経て、助成金の交付先、額等を決定するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、事業説明会を開催する前に、提出された書類による選考を行うことができるほか、公開による事業説明会を行わず、提出された書類により促進テーブルの審査を経て、助成金の交付先、額等を決定できるものとする。</u></p>	<p>録要綱第3条第1項第1号、3号及び4号に規定する書類を除く。)に、登録時から変更があった場合には、当該変更に係る書類も併せて提出するものとする。</p> <p>4 第1項の各号の様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。</p> <p>(助成金の交付決定)</p> <p>第7条 市長は、前条の申請があったときは、促進テーブルの審査を経て、助成金の交付先、額等を決定するものとする。<u>この場合において、審査方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。</u></p> <p>(1) <u>団体指定助成</u> <u>原則、公開による事業説明会を行わず、提出された書類による選考によるものとし、審査は電磁的方法によって実施することができるものとする。</u></p> <p>(2) <u>分野指定助成</u> <u>公開による事業説明会を開催する。ただし、市長が必要と認める場合は、事業説明会を開催する前に、提出された書類による選考を行うことができるほか、公開による事業説明会を行わず、提出された書類による選考を行うことができるものとする。</u></p> <p>(3) <u>テーマ指定助成</u> <u>ア 公開による事業説明会を開催する。ただし、市長が必要と認める場合は、事業説明会を開催する前に、提出された書類による選考を行うことができるほか、公開による事業説明会を行わず、提出された書類による選考を行うことができるものとする。</u> <u>イ 前号の規定にかかわらず、市長は特に必要と認めるテーマ指定助成について、促進テーブルの意見を聴いた上で、特別に定める方法により促進テーブルの審査を実施することができる。</u></p> <p>(4) <u>スタートアップ助成</u></p>	<p>審査方法を助成の種類別に整理</p>
--	---	-----------------------

<p>2 <u>前項の規定に関わらず、団体指定助成については、原則、公開による事業説明会を行わず、提出された書類により促進テーブルの審査を経て、助成金の交付先、額等を決定するものとする。審査は電磁的方法によって実施することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認めるテーマ指定助成について、促進テーブルの意見を聴いた上で、特別に定める方法により促進テーブルの審査を実施することができる。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項に係る基準は別表3のとおりとする。</u></p> <p>5 <u>市長は、第1項及び第2項の決定において必要があるときは、助成金の交付の申請に係る書類（第6条第1項各号に定める書類をいう。）に修正を加えて助成金の交付を決定することができる。</u></p> <p>6 <u>促進テーブルは、第1項及び第2項の審査に当たり、基金に対する寄附者の意向を尊重するよう努めるものとする。ただし、寄附者の意向を尊重することにより、寄附者に特別の利益を与える等、法令の趣旨に反するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>7 <u>市長は、第1項及び第2項の規定により助成金を交付することを決定したときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書（様式4）により、助成金を交付しないことを決定したときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金不交付決定通知書（様式5）により、速やかに申請団体に通知するものとする。</u></p> <p>8 <u>前項に定める札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書（様式4）については、促進テーブルの意見を付記することができるものとする。</u></p> <p>9 <u>助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、事業実施にあたり、当該助成を受けていることを明示しなければならない。ただし、事業の性質上、明示できないことがやむを得ないと認めら</u></p>	<p><u>原則、公開による事業説明会を行わず、提出された書類による選考によるものとする。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>2 <u>前項に係る基準は別表3のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の決定において必要があるときは、助成金の交付の申請に係る書類（第6条第1項各号に定める書類をいう。）に修正を加えて助成金の交付を決定することができる。</u></p> <p>4 <u>促進テーブルは、第1項の審査に当たり、基金に対する寄附者の意向を尊重するよう努めるものとする。ただし、寄附者の意向を尊重することにより、寄附者に特別の利益を与える等、法令の趣旨に反するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>5 <u>市長は、第1項の規定により助成金を交付することを決定したときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書（様式4）により、助成金を交付しないことを決定したときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金不交付決定通知書（様式5）により、速やかに申請団体に通知するものとする。</u></p> <p>6 <u>前項に定める札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書（様式4）及び札幌市市民まちづくり活動促進助成金不交付決定通知書（様式5）については、促進テーブルの意見を付記することができるものとする。</u></p> <p>(削る。)</p>	<p>不交付決定通知に委員意見を付記</p>
---	---	------------------------

れる場合は、この限りでない。

(助成事業の変更)

第8条 助成団体は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等申請書(様式6)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更するとき
- (2) 助成事業を中止、または廃止するとき
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないとき

2 市長は、前項の申請があった場合、期限を定めて、当該団体に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

3 市長は、第1項の規定により、助成事業の変更等を認めたときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等決定通知書(様式7)により、当該助成団体に通知するものとする。

4 第1項の様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(関係書類の保存)

第9条 助成団体は、助成事業に係る経理を明らかにした書類、帳簿等を事業終了後5年間保存しなければならない。

(新設)

(新設)

(助成事業の変更)

第8条 助成団体は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等申請書(様式6)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更するとき
- (2) 助成事業を中止、または廃止するとき
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないとき

2 市長は、前項の申請があった場合、期限を定めて、当該団体に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

3 市長は、第1項の規定により、助成事業の変更等を認めたときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等決定通知書(様式7)により、当該助成団体に通知するものとする。

4 第1項の様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(関係書類の保存等)

第9条 助成金の交付決定を受けた団体(以下「助成団体」という。)は、助成事業に係る経理を明らかにした書類、帳簿等を事業終了後5年間保存しなければならない。

2 助成団体は、助成事業により取得し又は効用が増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省第15条)で定めている耐用年数又は5年のいずれか早い期間を経過した場合はこの限りではない。

3 助成団体は、事業実施にあたり、当該助成を受けていることを明示しなければならない。ただし、事業の性質上、明示できないことがやむを

助成団体の義務(備品の保管、助成事業であることの明示)を記載

<p>(促進テーブルの助言等)</p> <p>第10条 助成事業について必要があると認めるときは、促進テーブルが助成団体に対して助言等を行うことができるものとする。</p> <p>2 助成団体が促進テーブルに対して、助成事業の効果的な実施のために、必要な助言・指導を求めることができるものとする。</p> <p>(事業報告書)</p> <p>第11条 助成団体は、助成事業の終了後、1か月以内又は助成対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書(様式8)</p> <p>(2) 事業報告書(様式9)</p> <p>(3) 収支決算書(様式10)</p> <p>(4) <u>現金出納帳</u>(様式11)</p> <p>(5) 事業の経過又は成果を証する書類等</p> <p>(6) その他市長が必要と認めた書類</p> <p>2 市長は、助成を行った事業に対して、助成金の使途等に関する調査を行い、又は、第9条の書類、帳簿等を開示させ、その報告又は説明を求めることができる。なお、助成団体は、これに応じなければならない。</p> <p>3 市長は、助成事業の終了後、当該事業に関する報告会を公開で開催することができる。</p> <p>4 助成団体は、前項の報告会が開催された場合、助成事業の実施結果を報告するものとする。</p> <p>5 第1項の各号の様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。</p> <p>(助成金の額の確定等)</p>	<p><u>得ないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(促進テーブルの助言等)</p> <p>第10条 助成事業について必要があると認めるときは、促進テーブルが助成団体に対して助言等を行うことができるものとする。</p> <p>2 助成団体は促進テーブルに対して、助成事業の効果的な実施のために、必要な助言・指導を求めることができるものとする。</p> <p>(事業報告書)</p> <p>第11条 助成団体は、助成事業の終了後、1か月以内又は助成対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書(様式8)</p> <p>(2) 事業報告書(様式9)</p> <p>(3) 収支決算書(様式10)</p> <p>(4) <u>収支明細書</u>(様式11)</p> <p>(5) 事業の経過又は成果を証する書類等</p> <p>(6) その他市長が必要と認めた書類</p> <p>2 市長は、助成を行った事業に対して、助成金の使途等に関する調査を行い、又は、第9条の書類、帳簿等を開示させ、その報告又は説明を求めることができる。なお、助成団体は、これに応じなければならない。</p> <p>3 市長は、助成事業の終了後、当該事業に関する報告会を公開で開催することができる。</p> <p>4 助成団体は、前項の報告会が開催された場合、助成事業の実施結果を報告するものとする。</p> <p>5 第1項の各号の様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。</p> <p>(助成金の額の確定等)</p>	<p>様式を変更</p>
---	---	--------------

<p>第12条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認した後、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書（兼返還決定通知書）（様式12）により、当該団体に通知するものとする。</p> <p><u>2 交付額の確定にあたり、助成対象事業の決算に係る事業費から、その事業に関する収入の決算額を控除した額が、団体指定助成の場合は、交付決定額又は助成対象事業費のいずれか低い額、分野指定助成及びテーマ指定助成の場合は、交付決定額又は助成対象事業費の5割もしくは8割（助成率は助成対象事業費により異なる）のいずれか低い額に満たないときは、その満たない額を減額する。ただし、第5条第2項及び第3項の規定により特別の定めをしている場合は、当該定めに応じて計算する。</u></p> <p>（補助金の交付）</p> <p>第13条 市長は、前条の規定による補助金確定後の通知後、すみやかに補助金を交付するものとする。</p> <p>（概算額の交付及び精算）</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、助成団体から申出があった場合には、事前に概算額を交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定により、概算額の交付を受けた助成団体は、助成金額確定通知書による通知を受けた日から起算して5日以内又は年度末のいずれか早い日までに、精算するものとする。</p> <p>（交付決定の取消し）</p> <p>第15条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。</p>	<p>第12条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認した後、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書（兼返還決定通知書）（様式12）により、当該団体に通知するものとする。</p> <p><u>2 市長は、確定した額が第14条の規定により既に交付した額に満たないときは、期限を定めて、当該団体に対してその満たない額の返還を請求するものとする。</u></p> <p>（補助金の交付）</p> <p>第13条 市長は、前条の規定による補助金確定後の通知後、すみやかに補助金を交付するものとする。</p> <p>（概算額の交付及び精算）</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、助成団体から申出があった場合には、事前に概算額を交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定により、概算額の交付を受けた助成団体は、助成金額確定通知書による通知を受けた日から起算して5日以内又は年度末のいずれか早い日までに、精算するものとする。</p> <p>（交付決定の取消し）</p> <p>第15条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。</p>	<p>助成金減額規定を整理 計算方法は 様式に記載</p>
--	---	---------------------------------------

<p>(1) 不正な手段又は違法な行為により、助成を受けたとき</p> <p>(2) 助成目的以外の経費に流用したとき</p> <p>(3) 登録要綱第7条の規定により、登録が抹消されたとき</p> <p>(4) その他この要綱に違反した場合</p> <p>2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消したときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付取消決定通知書（様式 13）により、当該団体に通知するものとする。</p> <p>（助成金の返還）</p> <p>第 16 条 市長は、前条の規定に基づき助成金の交付を取り消した場合、期限を定めて、当該団体に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。</p> <p>2 市長は、第 8 条第 2 項及び前項の規定により、<u>及び余剰金があった場合</u>、助成金の返還を請求するときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金返還決定通知書（様式 14）により、当該団体に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>第 12 条の規定により余剰金があった場合</u>、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書（兼返還決定通知書）（様式 12）に返還に関する必要事項を記載することをもって、助成金返還決定通知とすることができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第 17 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。</p>	<p>(1) 不正な手段又は違法な行為により、助成を受けたとき</p> <p>(2) 助成目的以外の経費に流用したとき</p> <p>(3) 登録要綱第7条の規定により、登録が抹消されたとき</p> <p>(4) その他この要綱に違反した場合</p> <p>2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消したときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付取消決定通知書（様式 13）により、当該団体に通知するものとする。</p> <p>（助成金の返還）</p> <p>第 16 条 市長は、前条の規定に基づき助成金の交付を取り消した場合、期限を定めて、当該団体に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。</p> <p>2 市長は、第 8 条第 2 項、<u>第 12 条第 2 項</u>及び前項の規定により、助成金の返還を請求するときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金返還決定通知書（様式 14）により、当該団体に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>第 12 条第 2 項の規定により助成金の返還を請求するときは</u>、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書（兼返還決定通知書）（様式 12）に返還に関する必要事項を記載することをもって、助成金返還決定通知とすることができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第 17 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。</p>	<p>文言整理</p>
--	--	-------------

別表3 審査基準

＜団体指定助成・分野指定助成・テーマ指定助成の共通基準＞

項目	説明
① 市民ニーズ適合性	市民の多様なニーズ（需要・要望）を捉え、それらに対応した内容となっている。
② 効果性	事業を行うことにより、不特定多数の利益やまちづくりに寄与するなど、公益的な効果が見込める。
③ 実現可能性	事業の実施体制などの面で自立性を確保しており、立案した予算の内容に無理や無駄がなく、人的・資金的・物的・環境的な面で実現が可能である。
④ 全体の整合性	事業目的を実現するための手段や方法等が適切であり、事業を構成する各要素がお互いに合理的につながっている。

＜分野指定助成及びテーマ指定助成の基準＞

項目	説明
① 先取性・先駆性	地域、暮らし、社会に関する課題の解決に結びつく問題提起があるなど、時代を先取りした新しい取組みで、他の市民まちづくり活動団体の見本となる先導的な内容である。
② 発展性	事業が将来に向けて持続していくか、事業の効果が広く地域に普及していくことが見込まれるとともに、今後、当該事業が事業対象の拡大や事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性がある。

別表3 審査基準

＜審査基準＞

項目	説明
① 市民ニーズ適合性	市民の多様なニーズ（需要・要望）を捉え、それらに対応した内容となっている。
② 効果性	事業を行うことにより、不特定多数の利益やまちづくりに寄与するなど、公益的な効果が見込める。
③ 実現可能性	事業の実施体制などの面で自立性を確保しており、立案した予算の内容に無理や無駄がなく、人的・資金的・物的・環境的な面で実現が可能である。
④ 全体の整合性	事業目的を実現するための手段や方法等が適切であり、事業を構成する各要素がお互いに合理的につながっている。
⑤ 先取性・先駆性	地域、暮らし、社会に関する課題の解決に結びつく問題提起があるなど、時代を先取りした新しい取組みで、他の市民まちづくり活動団体の見本となる先導的な内容である。
⑥ 発展性	事業が将来に向けて持続していくか、事業の効果が広く地域に普及していくことが見込まれるとともに、今後、当該事業が事業対象の拡大や事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性がある。

様式 1-1、
1-2 を様式
1 に統一

様式 1 - 1

年 月 日

(あて先) 札幌市長

郵便番号
住 所

団体名
代表者 職名 氏名
(担当者名 姓)
E メールアドレス :

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付申請書

年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金の交付を受けたいので、「札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱」の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 助成の種類
団体指定助成
- 2 助成事業名
円
- 3 助成金申請額
- 4 関係書類
 - (1) 事業計画書 (様式 2)
 - (2) 収支計画書 (様式 3)
 - (3) 団体概要書 (登録要綱様式 2)
 - (4) 10 名以上の構成員の名簿 (氏名、住所が記載されているもの)
 - (5) その他

様式 1

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付申請書

年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金の交付を受けたいので、「札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱」の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

▼団体情報

団体名	
代表者職名・氏名	
郵便番号	
住所	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

▼申請内容

助成の種類 <small>上記で選択した分野以外への申請 (②分野指定助成のみ)</small>	
事業名	
助成金申請額	
概算額交付の申出 <small>(希望する場合：理由)</small>	

▼助成金申請状況 ※札幌市の他の助成等と重複して受けることはできません。

申請事業について	
(Bの場合)	補助金名 担当部局

▼振込先口座

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

※通帳の名義人・預金種目・口座番号が分かるページの写しを添付してください。

様式1 - 1

5 札幌市市民まちづくり活動促進助成金の助成事業であることの明示の可否(あてはまるものの数字を○で囲む)

(1) 明示できる

明示する方法として、以下から該当するものすべてに☑を入れてください。

チラシ等印刷物

ホームページ等電子媒体

会場等での掲示

その他 ()

(2) 明示できない

明示できない理由 ()

6 概算額交付の申出

(1) 概算払の希望有無(いずれかに☑を入れてください)

希望する

希望しない(事業終了後に助成金の受領を希望します)

(2) 概算払が必要な理由(希望するを選択した場合、記載必須)

7 振込先口座等

口座名義(フリガナ)

振込先金融機関		預金種目	口座番号
(金融機関名称)	(本・支店名)	1 普通	
		2 当座	
		9 別段	

※通帳の名義人・預金種目・口座番号が分かるページの写しを提出してください。

※記載欄が不足する場合など、この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式1-2

年 月 日

(あて先) 札幌市長

郵便番号
住 所

団体名
代表者 職名 氏名
(担当者名 姓)
Eメールアドレス:

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付申請書

年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金の交付を受けたいので、「札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱」の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 助成の種類 (いずれか一つに○をつける)

分野		冠基金	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
テーマ			
<input type="checkbox"/>			

※募集枠を超過した応募があった場合、選択した分野・冠基金以外の別の応募枠で助成を受けることに同意する場合

は、以下の□に☑(チェック)を付けてください。

選択した分野・冠基金以外への応募に同意します

2 助成事業名

3 助成金申請額

円

4 関係書類

- (1) 事業計画書(様式2)
- (2) 収支計画書(様式3)
- (3) 団体概要書(登録要綱様式2)
- (4) 10名以上の構成員の名簿(氏名、住所が記載されているもの)
- (5) その他

様式1 - 2

5 札幌市市民まちづくり活動促進助成金の助成事業であることの明示の可否(あてはまるものの数字を○で囲む)

(1) 明示できる

明示する方法として、以下から該当するものすべてに☑を入れてください。

チラシ等印刷物

ホームページ等電子媒体

会場等での掲示

その他 ()

(2) 明示できない

明示できない理由 ()

6 概算額交付の申出

(1) 概算払の希望有無(いずれかに☑を入れてください)

希望する

希望しない(事業終了後に助成金の受領を希望します)

(2) 概算払が必要な理由(希望するを選択した場合、記載必須)

7 振込先口座等

口座名義(フリガナ)

振込先金融機関		預金種目	口座番号
(金融機関名称)	(本・支店名)	1 普通	
		2 当座	
		9 別段	

※通帳の名義人・預金種目・口座番号が分かるページの写しを提出してください。

※記載欄が不足する場合など、この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式 2-1、
2-2 を様式
2 に統一

様式 2 - 1

事業計画書（ 年度）

事業名		
目的 (市民ニーズへの対応)		
事業期間	年 月 ~ 年 月	
具体的な 事業内容 (いつ・どこで・対象者・参加者数・参加費有無・周知方法・内容詳細・その他)	いつ	
	どこで	
	対象者	
	参加者数	
	参加費有無	
	周知方法	
期待される 効果 (事業の実施によりどのような効果があるか、多くの市民に効果が及ぶものか。)	内容詳細	
	その他	

様式 2

事業計画書（ 年度）

▼助成事業

事業内容	事業名	
	事業期間	
	日時	
	場所	
	対象者	
	参加人数	
	参加費	
	周知方法 助成事業であることを明記すること (その他の場合：方法)	
	詳細	
	事業の目的 どのような市民ニーズに対応するか	
事業の効果 どのような公益的な効果が見込めるか		

さぼーとほ と基金に よる直近の 助成実績	事業名	
	助成金	助成時期
	事業の成果	
助成実績	今回レベルアップした点など（今回の事業が過去の助成事業と同内容の場合）	

※記載欄が不足する場合など、この様式により強いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

▼交付申請額よりも減額された場合の対応 ※スタートアップ助成、分野指定助成、テーマ指定助成のみ

減額交付決定の場合 (Bの場合) 金額	
------------------------	--

▼助成実績

これまでさぼーとほと基金により助成を受けた回数	
助成実績①	事業名
	助成年度
	助成金額
	事業の概要
	過去事業の振り返り <small>良かったところ、悪かったところなど</small>
	レベルアップした点 又は 相違点
助成実績②	事業名
	助成年度
	助成金額
	事業の概要
	過去事業の振り返り <small>良かったところ、悪かったところなど</small>
	レベルアップした点 又は 相違点

様式 2 - 2

事業計画書(年度)

事業名		
目的 (市民ニーズへの対応)		
事業期間	年 月 ~ 年 月	
具体的な 事業内容 (いつ・どこ で・対象者・参 加者数・参加 費・事業の周知 方法等)	いつ	
	どこで	
	対象者	
	参加者数	
	参加費有無	
	周知方法	
	内容詳細 その他	
期待される 効果 (事業の実施によりどのような効果があるか。多くの市民に効果が及ぶものか。)		

さぼーとほ つと基金に よる過去の 助成実績	<input type="checkbox"/>	過去にさぼーとほつと基金の助成を受けたことがある		
	さぼーとほつと基金を活用して過去に今回の申請事業と同一の事業を実施した			
	※ 回目			
	事業名			
	助成額	円	事業実施時期 (○年度)	年度
	過去に実施した事業と比べてレベルアップした点について			
	さぼーとほつと基金を活用して過去に今回の申請事業と別の事業を実施した			
	事業名			
	助成額	円	事業実施時期 (○年度)	年度
過去の事業との相違点など				
交付申請額 よりも減額 して交付決 定となった 場合の対応	該当する以下の項目に☑をつけてください			
	<input type="checkbox"/>	助成金額が交付申請額より減額されて交付決定となった場合、事業を実施しません。(減額される場合は、不交付決定となっても構いません)		
	<input type="checkbox"/>	助成金額が交付申請額より減額されて交付決定となった場合、 () 円以上の助成金があれば、計画内容を変更せずに事業を実施します。		
	<input type="checkbox"/>	助成金額が交付申請額より減額されて交付決定となった場合でも、自己資金等の負担により事業を実施します。		

※記帳欄が不足する場合など、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

様式 3

収支計画書

項 目		金 額(円)	内 訳
収 入	自己資金		会費 事業収益 その他
	さぼーとほっと基金助成金		当該事業に対する助成希望額
	その他の補助金・助成金		
	寄附金・協賛金		
	その他		
計			
支 出	助成対象事業費	報償費	
		役務費	
		使用料・賃借料	
		備品費・消耗品費	
		旅費	
		その他	
	小計		
	助成対象外事業費		
小計			
計			

※内訳欄には積算の根拠や必要性をわかりやすく記載してください

※記載欄が不足する場合など、この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

様式 3

収支計画書

▼収入の部

項目	摘要	金額	小計
さぼーとほっと基金助成金 (a)			
自己資金			
他の補助金・助成金			
自己負担額	寄附金・協賛金		
	その他		
自己負担額計 (b)			
収入合計 (c)			

▼支出の部

項目	摘要	内訳			金額	小計
		単価	数量	単位		
報償費		円	-	-		
		円	-	-		
		円	-	-		
		円	-	-		
		円	-	-		
		円	-	-		
助成対象経費	役務費	円	-	-		
		円	-	-		
		円	-	-		
	使用料・賃借料	円	-	-		
		円	-	-		
		円	-	-		

項目	摘要	内訳			金額	小計		
		単価	数量 単位	数量 単位			数量 単位	
支出	助成対象経費	備品費	0	円	-	-		
			0	円	-	-		
			0	円	-	-		
			0	円	-	-		
			0	円	-	-		
			0	円	-	-		
	助成対象経費	消耗品費	0	円	-	-		
			0	円	-	-		
			0	円	-	-		
			0	円	-	-		
			0	円	-	-		
			0	円	-	-		
	助成対象経費	旅費	0	円	-	-		
			0	円	-	-		
			0	円	-	-		
			0	円	-	-		
			0	円	-	-		
			0	円	-	-		
助成対象経費	その他	0	円	-	-			
		0	円	-	-			
		0	円	-	-			
		0	円	-	-			
		0	円	-	-			
		0	円	-	-			
助成対象経費	人件費 (テーマ 指定助成 のみ)	0	円	-	-			
		0	円	-	-			
		0	円	-	-			
		0	円	-	-			
		0	円	-	-			
		0	円	-	-			
			助成対象経費計 (d)					
助成対象外経費	助成対象 外経費	0	円	-	-			
		0	円	-	-			
		0	円	-	-			
		0	円	-	-			
		0	円	-	-			
		0	円	-	-			
			助成対象外経費計 (e)					
			支出合計 (f)					

様式3-特

年 月 日

(あて先) 札幌市長

郵便番号
住 所

団体名
代表者 職名 氏名

助成金決定前における対象経費届出書

年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金の交付を要望している下記の事業について、交付決定前に事業に必要な経費として支弁していますので、交付決定する際の対象経費として認めていただきますよう届け出ます。

なお、本件について、助成決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

記

1 助成事業名

2 決定前に必要な経費として支弁している経費及び内容

対象経費の項目	内容及び理由
講師等に対する費用弁償(報償費、旅費)	
ボランティア等の保険料	
使用料及び借上料	
チラシ等の印刷費	
その他の費用	

注) 支弁済の経費が分かる関係書類(領収証等の写)については、交付申請時に様式1～3と併せて提出すること。

※記載欄が不足する場合など、この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

様式3-特

(あて先) 札幌市長

助成金決定前における対象経費届出書

年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金の交付を申請している下記の事業について、交付決定前に事業に必要な経費として支弁していますので、交付決定する際の対象経費として認めていただきますよう届け出ます。
なお、本件について、助成決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

▼団体情報

団体名	
代表者 職名・氏名	

▼事業内容

助成事業名	
-------	--

▼決定前に必要な経費として支弁している経費及び内容

対象経費の項目	科目	摘要	理由	金額
講師等に対する 費用弁償 (報償費、旅費)				
ボランティア等 の保険料				
使用料及び借上料				
チラシ等の印刷費				
その他の費用				

様式4

札 自 治 第 号
() 年 月 日

様

札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請書を受理した 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成の種類及び対象となる事業名

- ・助成の種類：
- ・事業名：

2 助成対象事業費及び助成金額は次のとおりとする。

助成対象事業費	金	円
助成総額（予定）	金	円

3 助成金は、補助金確定後の通知後、交付するものとする。ただし、助成団体から申出があった場合には、事前に交付決定された金額を交付するものとする。

4 助成条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 助成事業を中止、または廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成金は、事業目的以外に使用しないこと。

様式4

札 自 治 第 号
() 年 月 日

様

札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請書を受理した 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成の種類及び対象となる事業名

- ・助成の種類：
- ・事業名：

2 助成対象事業費及び助成金額は次のとおりとする。

助成対象事業費	金	円
助成金額（予定）	金	円

3 交付決定の理由

4 助成金は、補助金確定後の通知後、交付するものとする。ただし、助成団体から申出があった場合には、事前に交付決定された金額を交付するものとする。

5 助成条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 助成事業を中止、または廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。

文言修正
(助成総額
→ 助成金額)
交付決定の
理由欄を追加

- (6) 事業終了後、要綱に定める様式により札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書（様式8）、事業報告書（様式9）、収支決算書（様式10）及び現金出納帳（様式11）を作成し、1か月以内又は助成対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長あて提出すること。なお、事業実施にあたり、事業の性質上やむを得ない場合を除き、当該助成を受けていることを明示し、明示結果につき上記様式9により報告すること。
- (7) 助成対象事業に係る決算額が、助成対象事業費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。
- (8) 助成対象事業の決算に係る事業費からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成額から(7)により減ずる額を差引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。
- (9) その他札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の定めを遵守すること。

5 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不適当と認めるときは、助成を取消し若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

6 市長が必要と認めるときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

(注) 助成条件のうち(7)(8)により減ずる額の算式は次のとおりである。

$$(7) \text{により減ずる額} = \text{助成金額} \times \left[1 - \frac{\text{助成対象事業に係る決算額}}{\text{助成対象事業費}} \right]$$

$$(8) \text{により減ずる額} = \text{助成金額} - (7) \text{により減ずる額} - (\text{助成対象事業に係る決算額} - \text{助成対象事業に関する収入の決算額})$$

- (4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成金は、事業目的以外に使用しないこと。
- (6) 事業終了後、要綱に定める様式により札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書（様式8）、事業報告書（様式9）、収支決算書（様式10）及び現金出納帳（様式11）を作成し、1か月以内又は助成対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長あて提出すること。なお、事業実施にあたり、事業の性質上やむを得ない場合を除き、当該助成を受けていることを明示し、明示結果につき上記様式9により報告すること。
- (7) 助成対象事業に係る決算額が、助成対象事業費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。
- (8) 助成対象事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成額から(7)により減ずる額を差引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。
- (9) その他札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の定めを遵守すること。

6 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不適当と認めるときは、助成を取消し若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

7 市長が必要と認めるときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

(注) 助成条件のうち(7)(8)により減ずる額の算式は次のとおりである。

$$(7) \text{により減ずる額} = \text{助成金額} \times \left[1 - \frac{\text{助成対象事業に係る決算額}}{\text{助成対象事業費}} \right]$$

$$(8) \text{により減ずる額} = \text{助成金額} - (7) \text{により減ずる額} - (\text{助成対象事業に係る決算額} - \text{助成対象事業に関する収入の決算額})$$

様式7

札 自 治 第 号

() 年 月 日

様

札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金の変更等について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成の種類及び対象となる事業名

- ・助成の種類：
- ・事業名：

2 助成対象事業費及び助成金額は次のとおり変更する。

助成対象事業費	金	円
既交付決定額	金	円
変更増（減）額	金	円
助成総額（予定）	金	円

3 交付変更の理由

4 助成金は、補助金確定後の通知後、交付するものとする。ただし、助成団体から申出があった場合には、事前に交付決定された金額を交付するものとする。

5 助成条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。

様式7

札 自 治 第 号

() 年 月 日

様

札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金の変更等について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成の種類及び対象となる事業名

- ・助成の種類：
- ・事業名：

2 助成対象事業費及び助成金額は次のとおり変更する。

助成対象事業費	金	円
既交付決定額	金	円
変更増（減）額	金	円
助成金額（予定）	金	円

3 交付変更の理由

4 助成金は、補助金確定後の通知後、交付するものとする。ただし、助成団体から申出があった場合には、事前に交付決定された金額を交付するものとする。

5 助成条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。

文言修正
(助成総額
→ 助成金額)

- (2) 助成事業を中止、または廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成金は、目的以外に使用しないこと。
- (6) 事業終了後、要綱に定める様式により札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書（様式8）、事業報告書（様式9）、収支決算書（様式10）及び現金出納帳（様式11）を作成し、1か月以内又は助成対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長あて提出すること。なお、事業実施にあたり、事業の性質上やむを得ない場合を除き、当該助成を受けていることを明示し、明示結果につき上記様式9により報告すること。
- (7) 助成対象事業に係る決算額が、助成対象事業費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。
- (8) 助成対象事業の決算に係る事業費からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成額から(7)により減ずる額を差引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。
- (9) その他札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の定めを遵守すること。

6 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不適当と認めるときは、助成を取消し若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

7 市長が必要と認めるときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

(注) 助成条件のうち(7)(8)により減ずる額の算式は次のとおりである。

$$(7) \text{ により 減 ず る 額 } = \text{ 助 成 金 額 } \times \left[1 - \frac{\text{助成対象事業に係る決算額}}{\text{助成対象事業費}} \right]$$

$$(8) \text{ により 減 ず る 額 } = \text{ 助 成 金 額 } - (7) \text{ により 減 ず る 額 } - (\text{助成対象事業に係る決算額} - \text{助成対象事業に関する収入の決算額})$$

- (2) 助成事業を中止、または廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成金は、目的以外に使用しないこと。
- (6) 事業終了後、要綱に定める様式により札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書（様式8）、事業報告書（様式9）、収支決算書（様式10）及び現金出納帳（様式11）を作成し、1か月以内又は助成対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長あて提出すること。なお、事業実施にあたり、事業の性質上やむを得ない場合を除き、当該助成を受けていることを明示し、明示結果につき上記様式9により報告すること。
- (7) 助成対象事業に係る決算額が、助成対象事業費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。
- (8) 助成対象事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成額から(7)により減ずる額を差引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。
- (9) その他札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の定めを遵守すること。

6 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不適当と認めるときは、助成を取消し若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

7 市長が必要と認めるときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

(注) 助成条件のうち(7)(8)により減ずる額の算式は次のとおりである。

$$(7) \text{ により 減 ず る 額 } = \text{ 助 成 金 額 } \times \left[1 - \frac{\text{助成対象事業に係る決算額}}{\text{助成対象事業費}} \right]$$

$$(8) \text{ により 減 ず る 額 } = \text{ 助 成 金 額 } - (7) \text{ により 減 ず る 額 } - (\text{助成対象事業に係る決算額} - \text{助成対象事業に関する収入の決算額})$$

様式 8

(あて先) 札幌市長

年 月 日

郵便番号
住 所

団体名
代 表 者 職 名 氏 名
(担当者名 氏名)
E メールアドレス :

札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書

年 月 日付札幌自治第 号により、 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金の交付を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 助成の種類 (あてはまるものの数字を○で囲む)

- (1) 団体指定助成
- (2) 分野指定助成 (活動分野名あるいは冠基金の名称を記載)
- (3) テーマ指定助成 (活動テーマ名を記載)

2 助成事業名

3 助成金額 (交付決定通知書の助成総額 (予定) の額)

4 関係書類

- (1) 事業報告書 (様式 9)
- (2) 収支決算書 (様式 10)
- (3) 現金出納簿 (様式 11)
- (4) 事業の経過又は成果を証する書類等
- (5) その他参考となる資料

※記載欄が不足する場合など、この様式により足りないときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

様式 8

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書

年 月 日付札幌自治第 号により、 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金の交付を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

▼団体情報

団体名	
代表者職名・氏名	
郵便番号	
住所	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

▼助成内容 (交付決定通知書の内容を記入)

助成の種類	
(②の場合：詳細)	
事業名	
助成対象事業費	
助成金額 (予定)	

様式9

事業報告書(年度)

事業名		
目的 (市民ニーズへの対応)		
事業期間	年 月 ~ 年 月	
助成事業の内容	いつ	
	どこで	
	対象者	
	参加者数	
	参加費有無	
	周知方法	
	内容詳細・その他	
事業の成果		

様式9

事業報告書(年度)

事業名	
事業期間	
事業内容	日時
	場所
	対象者
	参加人数
	参加費
	周知方法 助成事業であることを明記すること (その他の場合：方法)
	詳細
事業の目的 どのような市民ニーズに対応するか	
事業の振り返り	事業の成果 どのような公益的な効果 が得られたか
	自己分析 良かったところ、 悪かったところなど
	今後に向けて
事業の様子 (写真や広報物など別紙でも可)	

様式10

収支決算書

項目		予算額(円)	決算額(円)	予・決の差	決算額の内訳
収 入	自己資金				会費 事業収益 その他
	さぼーとほつと基金助成金				当該事業に対する 助成希望額
	その他の補助金・助成金				
	寄附金・協賛金				
	その他				
	計				
支 出	助成対象事業費	報償費			
		役務費			
		使用料・賃借料			
		備品費・消耗品費			
		旅費			
		その他			
		小計			
		助成対象外事業費			
	小計				
	計				

<助成額が50万円以上の事業の場合>予・決の差が予算の3割以上を超えている場合の理由

※記載欄が不足する場合など、この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

様式10

収支決算書

▼収入の部

項目		予算額	決算額	予・決の差	備考	
収入	さぼーとほつと基金助成金 (a)					
	自己負担額	自己資金				
		他の補助金・助成金				
		寄附金・協賛金				
		その他				
		自己負担額計 (b)				
収入合計 (c)						

▼支出の部

項目		予算額	決算額	予・決の差	備考
支出	助成対象経費	報償費			
		役務費			
		使用料・賃借料			
		備品費			
		消耗品費			
		旅費			
		その他			
		助成対象経費計 (d)			
	助成対象外経費 (e)				
	支出合計 (f)				

※（助成金額が50万円以上の場合）予・決の差が予算の3割以上の場合、備考欄にその理由を記載すること。

文言修正
(助成総額
→助成金
額)

様式12

札自治第 号
()年 月 日

様

札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書(兼返還決定通知書)

年 月 日付で受理した 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業
実績報告書により、当該事業助成金の額を、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 助成事業名

2 助成確定金額

助成対象事業費	金	円
助成総額(確定)	金	円
助成済額	金	円
戻入額	金	円

様式12

札自治第 号
()年 月 日

様

札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書(兼返還決定通知書)

年 月 日付で受理した 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業
実績報告書により、当該事業助成金の額を、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 助成事業名

2 助成確定金額

助成対象事業費	金	円
助成金額(確定)	金	円
助成済額	金	円
戻入額	金	円